

随意契約の状況

担当課： 水産課振興係

契約日： 令和8年4月10日

件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額 (税抜)
八雲町ホタテ貝アイヌ ブランド化業務	ホタテ貝ブランド化の ためのホームページや 販促物、動画の制作な ど。	令和8年4月10日から 令和9年3月1日まで	札幌市中央区大通西5丁目11-1 株式会社電通北海道 代表取締役社長執行役員 木村 平	27,500,000円 (25,000,000円)

随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由

本業務は、八雲町の主要水産物である養殖ホタテ貝について、ブランド名の決定やロゴマークの制作、ホームページの開設、販促物の制作などを通じてPRを行い、ブランド化し、付加価値化を図ろうとするものである。本業務の目的達成にあたっては様々な手法とその組み合わせがあり、一定ではない。このため、金額での比較だけではなく、豊富な実績を有し、戦略的にブランド化を進めることができる事業者を選定することが必要であることから、令和7年7月に公募型プロポーザルを実施した。

当該業務は3か年に渡る事業として計画しており、契約は年度毎とするものの、業務内容の関連性が強いことから、同一事業者に委託することを前提としてプロポーザルを実施している。当該プロポーザルにおいて最優秀事業者として選定され、令和7年度の受託者である上記事業者を契約相手方として選定したものである。

このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定に基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。